

## 議 事 録

会 議 名	平成25年 第9回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成25年9月25日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 東分庁舎第3会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔 4番 石黒 明 5番 藤井 彰 7番 木村長茂 合計8名		
欠席委員	なし		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹 主査：中野秀 主任主事：原田智香		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成25年第9回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名全員ですので、総会は成立しております 本日の議事録署名人に、7番木村委員と8番の私金子を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号36号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号36号を朗読) 当案件は、位置図にあるとおり宮山の農業振興地域の農用地で、現況は休耕田です。譲受人は家族で農業に従事しており、譲受人本人については、3,021㎡の農地を使用貸借で利用権設定されていることから、当該農地取得後において、耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が、寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールは超えております。自宅から申請地までの通作距離は約1.5km、車で自宅から5分位のところにあります。また当該地は道路に接していないため、通作については西側に隣接している田の所有者から通行の同意を得ております。そのほかには、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから農地法第3条第2項には該当しませんので、許可条件を満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：私が担当で現地調査に行って参りました。通作の同意もあり、特に問題はないと思います。</p> <p>会 長：これより質疑に入ります。質問はございますか。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員挙手ですので、議案番号36号は原案のとおり許可書を発行することに決定いたします。次に日程2、農地法第5条の規定による許可申請について議案番号37号を上程いたします。</p>		

	<p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号37号を朗読)      当該地は、位置図にありますとおり宮山の寒川神社東側の相模原茅ヶ崎線沿いの市街化調整区域にある農地です。1753-3の一部と1754-3の一部に、携帯電話のアンテナ基地局を設置するための工事用作業場、仮設資材置き場として6ヶ月間一時転用するものです。譲受人は携帯電話会社の下請け業者です。当該地の農地法の立地基準として、農用地区域内にある農用地以外の農地であって、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地にあたり、また、6ヶ月間の一時的な利用に供するということから問題はないと考えます。なお、基地局本体の土地に関しましては、認定電気通信事業者の行う中継基地等の設置に伴う農地転用であることから、許可不要となっておりますが、事業計画書を提出させ、神奈川県湘南地域県政総合センターと調整手続きを行っております。</p> <p>会長：地区担当委員は私で、現地調査の結果、特に問題ないことを報告します。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。</p> <p>5番：本体と一時転用部分はそれぞれどの筆か。また権利関係はどうなっているのか。</p> <p>事務局：1753-3の一部と1754-4の一部が本体で、それ以外が一時転用部分になります。基地局本体、転用部分とも事業者と所有者間の賃貸借契約です。</p> <p>2番：基地局本体にはどこから入るのか。</p> <p>事務局：東側の北端部分が出入口となります。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号37号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会長：では全員挙手ですので、議案番号37号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて日程3、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届け出について、報告番号90号、日程4、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届け出について、報告番号91号から93号の3件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号90～93号を朗読)      いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会長：ただいまの報告について発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届け出の報告事項については了承されたこととします。最後にその他審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会長：では、以上をもって、平成25年第9回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資料	1. 平成25年第9回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(7番) 木村 長茂 議事録署名人(8番) 金子 保男

本議事録は、平成25年10月23日、承認・署名を得て確定しました。